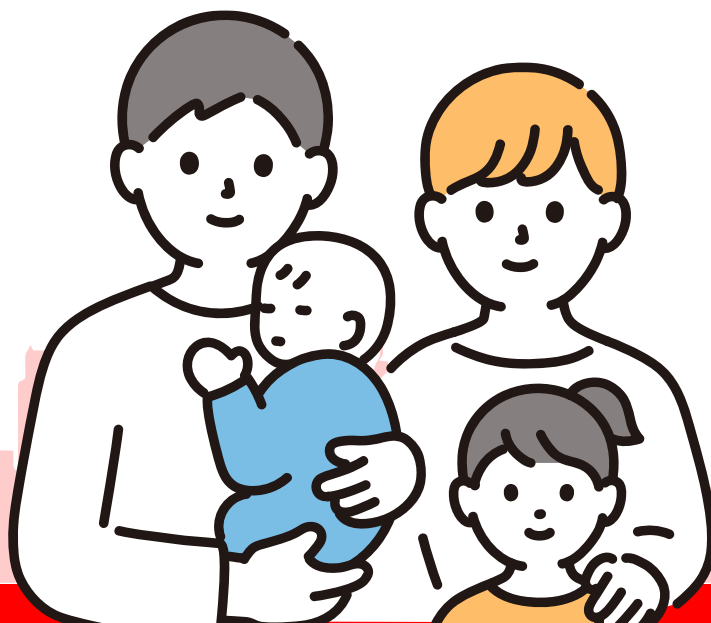


これからの
はたらき方と
未来のために

Honda Cars三河

一 般 事 業 主 行 動 計 画



一般事業主行動計画の概要

一般事業主行動計画とは

企業が子育てをしている職業生活と、**家庭課生活との両立を支援**するための雇用環境の整備や、**子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備**などを行うために策定する計画です

次世代育成支援対策推進法とは

次の世代を担う**子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくることを目的**として、**国、地方公共、団体、企業、国民が一体となって行う取組を進める**ため、2003年7月に成立し、2005年4月に施行されました

女性活躍推進法とは

仕事で活躍したいと希望する**すべての女性が、個性や能力を存分に発揮できる社会の実現**を目指して、2015年8月に成立した法律です

一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り
働きやすい雇用環境整備を行うために、次のように行動計画を策定する



計画
期間

令和**4**年**4**月**1**日 ~ 令和**6**年**3**月**31**日 までの**2**年間

内容 女性活躍推進法関連の目標

1

女性の正社員採用を増加させる

時期／令和4年4月～

女性が活躍している働きやすい職場であることを求職者に向けて、インターネットやSNSで積極的にアピールする

2

管理職に占める女性割合を10%以上とする

時期／令和4年4月～

人事評価制度の見直し、役職ごとの役割を再検討する

時期／令和5年1月～

キャリア面談開始

3

従業員全体の平均時間外労働時間を削減する

※次世代育成支援対策推進法関連共通

時期／令和5年4月～

管理職を対象とした研修実施の計画
作業の見直しによる業務効率化の改善を目指す

内容 次世代育成支援対策推進法関連の目標

1

男性の育児休業等取得率を10%以上にする
女性の育児休業等取得率を75%以上にする

時期／令和4年10月～

育児休業・育児目的休暇に関する相談窓口を設置する

時期／令和5年11月～

改正育児・介護休業法について従業員に再度周知する

時期／令和5年12月～

社内イントラなどを用いて従業員へ幅広く情報提供を行う

2

育児期間中の時間短縮勤務について、
子が6歳に達する年度の3月末までとして制度を延長する

時期／令和4年4月～

現在の時短勤務制度(子が6歳に達する年度の3月末まで)について
従業員にヒアリングを実施する

時期／令和4年6月～

説明会による社員への短時間勤務制度の周知及び、必要に応じ
社員個々への説明を実施する

時期／令和4年7月～

運用実施